公　　表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第７項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市教育委員会からあったので、同条第 14 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和３年 12 月 22 日

岩倉市代表監査委員　内　藤　　充

○令和２年度指定管理者監査の概要

１　監査のテーマ　　公の施設の指定管理者制度の運用について
２　監査対象施設　　岩倉市総合体育文化センター
３　監査対象団体　　日本環境マネジメント株式会社
４　監査対象課　　教育こども未来部　生涯学習課
５　監査の範囲　　・平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
・指定管理者指定の手続きにかかるものは上記以前の期間を含む。
６　監査の期間　　令和２年１１月２０日から令和３年１月２２日まで
７　監査結果公表日　令和３年２月２５日
８　措置通知受理日　令和３年１２月９日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P6	岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書中、業務仕様書 11 指定管理者と市の責任分担では、「使用料金の還付及び減免に関する業務は指定管理者の責任である」としている。しかし、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例において、使用料の減免及び還付は指定管理者に管理を行わせる場合に指定管理者に適用させることができる事務となっておらず、市の責任に属するものであるので注意してほしい。	このご指摘を受けて、市は指定管理者と岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書の変更協定書を令和３年３月 31 日付けで締結しました。変更した内容は、各体育施設の使用料金の還付及び減額に関する業務について指定管理者の責任ではなく、市の責任とするように変更しました。
P7	岩倉市総合体育文化センター施設内の管理状況を確認したが、１階東側の入口に隣接するふれあいホール付近には多くの長机といすが置かれている状況であった。指定管理者からは、この長机やいすは使用頻度が高いため所定の場所にはし	盗難や破損、万一の事故を防ぐため、ふれあいホール付近の長机、いす置場の周りをパーティションで囲うことで、施設利用者が置場に容易に近づくことができ

	まわず出しておいた方が効率的という説明を受けたが、この場所は施設の利用者が容易に近づくことができ、かつ、事務所からの目が届きにくい場所である。盗難や破損、万一の事故を防ぐため、これらの物を出したままにしておくことなく、所定の場所に収納するようにしてほしい。	ないように対応しました。
P7	岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書第 14 条には、毎年度事業計画書を提出するにあたり業務責任者を明らかにすることが定められ、同協定書第 17 条では職員名簿を提出することになっているが、いずれもされていなかった。	事業計画書には業務責任者を明らかにいたします。また、職員名簿の提出を受けました。
P8	岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例、岩倉市立学校照明設備使用料条例、岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例、岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例には、指定管理者がこれらの施設の利用許可や使用料の徴収・収納をすることができると規定されていない。指定管理者が行うことができる業務は、条例に基づき定められたものに限られるので、関係する条例等の改正を行う必要がある。	使用料の徴収・収納業務については、地方自治法施行令第１５８条により委託契約を締結しているので、問題ないことを確認しています。 使用許可業務については、業務委託ではなく指定管理者制度によらなければならないとされています。現状では総合体育文化センター以外のスポーツ施設（野寄テニスコート、野寄スポーツ広場、石仏スポーツ広場、岩倉北小学校及び南部中学校照明施設、岩倉市立体育館）については、指定管理者による管理をすることができないため、これらの施設について指定管理者制度

		による管理となるよう検討を進めていくとともに、各施設の条例等についても実情に合わせた内容に改正していきます。
P9	岩倉市総合体育文化センターに属する施設である「はなのき広場」は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書中の「使用する室名又は場所」の一覧に記載されていないため、申請により使用することができる施設であるかが利用者にとって分かりづらい。指定管理者は、「はなのき広場」についても申請書の提出を受け使用を許可しているが、この様式を定めている岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則に改めて「はなのき広場」を「使用する室名又は場所」に記載することにより、利用の手続きをより明確にすることが必要である。	岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則を令和３年３月 31 日教育委員会規則第６号により改正し、様式第１岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書及び様式第２岩倉市総合体育文化センター利用許可書の「使用する室名又は場所」にそれぞれ「はなのき広場」を追加しました。
P9	岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書において、市は自らが所有する指定管理に係る財産の台帳を整備し、指定管理者に貸与する備品等を明らかにすると定められているが、市はこの台帳を整備していない。この台帳は、指定期間中の貸与された備品の管理状況を把握するための基本的な資料になるものであり、指定期間後に指定管理者から返還を受ける際にもその管理状況の把握のため必要な資料である。台帳を整備する必要がある。	台帳を整備しました。

※ 上記については、令和３年１１月２６日現在の状況である。